

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び長岡地域振興局において縦覧に供する。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人防災サポートおぢや
- 3 代表者の氏名
関 広一
- 4 主たる事務所の所在地
小千谷市大字谷内686番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、新潟県中越大地震により甚大な被害を受けた小千谷市の地域の人々が、その体験を生かして震災に関する諸々の事業を行い、地震列島日本において今後も発生するであろう震災に対し、安心して暮らせる地域社会の実現に奇与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 地域安全活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 社会教育の推進を図る活動
 - (4) 災害救援活動
 - (5) 環境の保全を図る活動
 - (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(権能) 第24条 (略) (1)～(3) (略) (4) 事業計画及び <u>活動</u> 予算 (5) 事業報告及び <u>活動</u> 決算 (事業計画及び予算) 第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う <u>活動</u> 予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 (事業報告及び決算) 第49条 この法人の事業報告書、 <u>活動</u> 計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 (定款の変更) 第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、 <u>所轄庁の認証を得なければならない。</u>	(権能) 第24条 (略) (1)～(3) (略) (4) 事業計画及び <u>収支</u> 予算 (5) 事業報告及び <u>収支</u> 決算 (事業計画及び決算) 第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う <u>収支</u> 予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 (事業報告及び決算) 第49条 この法人の事業報告書、 <u>収支</u> 計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 (定款の変更) 第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する <u>以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</u> (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

(所轄庁の変更を伴わないもの)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法